

# 公益財団法人山形県市町村振興協会 市町村振興特別交付金交付規程

令和2年5月1日

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村における防災力向上のための事業等を積極的に支援するために交付する、市町村振興特別交付金（以下「特別交付金」という。）の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

## (特別交付金の財源)

第2条 特別交付金の財源は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ等）の収益金をもって山形県が交付する山形県交付金を財源とした協会の基金をもって充てる。

## (特別交付金の交付対象等)

第3条 特別交付金の交付は、県内の全市町村（以下「市町村」という。）を対象とする。

2 特別交付金の総額は、協会基金の状況等を考慮して、毎年度、理事長が別に定める。

## (特別交付金の配分基準等)

第4条 特別交付金の市町村への配分は、その指標を均等割及び人口割とし、均等割30パーセント、人口割70パーセントとする。

2 特別交付金の交付単位は、円単位とする。

## (特別交付金の交付対象事業)

第5条 特別交付金の交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要なものとする。

## (交付決定の通知)

第6条 理事長は、特別交付金の交付及びその額を決定したときは、市町村振興特別交付金交付決定通知書（様式第1号）により、市町村に通知するものとする。

## (特別交付金の交付申請)

第7条 市町村は、前条の交付決定の通知があったときは、市町村振興特別交付金申請書（様式第2号）に、特別交付金を充当する交付対象事業の計画を記載した事業計画書（様式第3号）を添えて、理事長に提出するものとする。

## (特別交付金の交付)

第8条 理事長は、前条の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付するものとする。

## (事業報告書の提出)

第9条 特別交付金の交付を受けた市町村は、当該交付対象事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）を、理事長に提出するものとする。

## (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別交付金の交付に必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。



年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会理事長 様

市町村長名 ⑩

市町村振興特別交付金交付申請書

年 月 日山振協第 号をもって交付の決定の通知があった市町村振興特別交付金について、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村振興特別交付金交付規程第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
預金種目 普通・その他 ( \_\_\_\_\_ )  
口座番号 \_\_\_\_\_  
名義人 \_\_\_\_\_

様式第3号（第7条関係）

事業計画書

（単位：円）

事業種目	事業費	内交付金額
1 公共事業 （                      ）		
2 総務省令で定める事業		
計		

（備考）

- 1 事業種目1の公共事業の欄（ ）内には、事業名を記入すること
- 2 事業種目2の総務省令で定める事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する総務省令で定める事業を適選して記入すること

年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会理事長 様

市町村長名 ⑩

事業実績報告書

年 月 日山振協第 号をもって交付の決定の通知があった市町村振興特別交付金について、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村振興特別交付金交付規程第9条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額 \_\_\_\_\_ 円  
2 使途状況

(単位：円)

事業種目	事業名	事業費	内交付金額
1 公共事業 ( )			
2 総務省令で定める事業			
計			

(備考)

- 1 事業種目1の公共事業の欄( )内には、事業名を記入すること
- 2 事業種目2の総務省令で定める事業は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条に規定する総務省令で定める事業を適選して記入すること